

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一食品衛生検査所の項を削り、同表福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項の次に次のように加える。

所	
(1) と畜検査業務及び食鳥検査業務に直接従事することを本務とする獣医師（(2)に掲げる者を除く。）	二
(2) 獣医師（所長、課長及び課主幹に限る。）	一

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。